

# 令和8年6月定例会提出予定議案

## 知事提出

### 【議案（13件）】

番号	件名	概要
1	令和8年度大阪府一般会計補正予算(第2号)の件	
2	工事請負契約締結の件 (道路改良事業)	主要地方道茨木摂津線(茨木箕面丘陵線)橋梁上部工事(仮称佐保橋梁)請負契約 契約金額 77億6,262万1,900円 請負者 JFEエンジニアリング・日本橋梁・日本車輛共同企業体
3	工事請負契約締結の件 (モノレール道整備事業)	(1) 大阪モノレール支柱建設工事(本庄西工区その4)請負契約 契約金額 7億4,910万円 請負者 株式会社ハンシン建設  (2) 大阪モノレール支柱建設工事(瓜生堂工区その2)請負契約 契約金額 41億520万円 請負者 フジタ・ヤマト特定建設工事共同企業体
4	工事委託契約変更の件 (道路改良事業)	主要地方道八尾茨木線(鳥飼仁和寺大橋)耐震補強工事委託契約 (令和5年10月20日議決) 契約金額 変更前 25億9,791万1,800円 変更後 28億 789万 800円 受託者 大阪府道路公社

5	工事請負契約変更の件 (モノレール道整備事業)	<p>(1) 大阪モノレール荒本駅（仮称）駅舎建設工事（その2） 請負契約（令和7年10月20日議決） 契約金額 変更前 72億2,370万円 変更後 73億4,763万3,700円 請負者 奥村・中林・大勝特定建設工事共同企業体</p> <p>(2) 大阪モノレール鋼軌道桁建設工事（荒本北工区その2） 請負契約（令和8年3月24日議決） 契約金額 変更前 30億3,688万円 変更後 30億9,507万5,500円 請負者 高田機工株式会社</p>
6	工事請負契約変更の件 (大阪府警察署施設整備事業)	<p>(1) 大阪府和泉警察署新築機械設備工事請負契約 （令和5年10月20日議決） 契約金額 変更前 6億 897万6,500円 変更後 6億6,320万1,000円 請負者 東洋熱工業株式会社</p> <p>(2) 大阪府貝塚警察署新築工事請負契約 （令和5年12月12日議決） 契約金額 変更前 23億8,184万7,600円 変更後 24億5,041万1,700円 請負者 大木・矢野特定建設工事共同企業体</p> <p>(3) 大阪府高槻警察署新築工事請負契約 （令和6年11月5日議決） 契約金額 変更前 34億7,279万1,300円 変更後 35億8,594万9,400円 請負者 大鉄・南海辰村特定建設工事共同企業体</p>
7	工事請負契約変更の件 (大阪府警察住之江1待機宿舎撤去工事)	<p>大阪府警察住之江1待機宿舎撤去工事 （令和6年11月5日議決） 契約金額 変更前 14億9,600万円 変更後 15億8,435万6,400円 請負者 大鉄工業株式会社</p>
8	府警察職員の職務執行に係る損害賠償請求に関する損害賠償の額の決定及び和解の件	<p>池田市内において発生した府警察職員の職務執行に係る損害賠償請求に関し、損害賠償の額を決定し、民法第695条の規定により和解するため、議決を求めるもの。</p>

9	<p>特定事業契約変更の件  (大阪府営久宝寺緑地  プール再整備・管理運  営事業契約)</p>	<p>大阪府営久宝寺緑地プール再整備・管理運営契約  (令和6年12月16日議決)  契約金額 変更前 47億6,590万3,253円  変更後 52億5,516万5,435円  契約の相手方 株式会社久宝寺緑地パートナーズ</p>
10	<p>地方自治法第二百四十  三条の二の七第一項の  規定による知事等の損  害賠償責任の一部の免  除に関する条例等一部  改正の件</p>	<p>地方自治法の改正により、題名の改正及び規定の整備（条  項ずれ是正）を行う。  施行日：令和8年9月24日  〔関係条例〕  ・地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の規定による  知事等の損害賠償責任の一部の免除に関する条例  ・昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責  任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例  ・大阪府監査委員条例</p>
11	<p>職員の給与に関する条  例一部改正の件</p>	<p>へき地教育振興法施行規則の改正により、へき地手当と地  域手当との支給の調整措置が廃止されたことに伴い、条例に  おいて同趣旨の改正を行う。  施行日：公布の日</p>

1 2	大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例等一部改正の件	<p>幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（府省令）等の改正に伴い、条例において趣旨の改正を行う。</p> <p>〔主な改正内容〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定こども園における1学級の子どもの数を、満4歳以上の子どもについて、30人以下に引き下げる。</li> <li>・認定こども園に置かなければならない保育士について、1人に限って、特定理学療法士等をもって代えることができることとする。</li> <li>・認定こども園の教育及び保育に直接従事する職員等の数につき、当分の間改正前の基準によることができるとしている経過措置の期限を、満3歳以上満4歳未満の子どもに対する職員の配置基準については、令和10年3月31日までとする。</li> </ul> <p>施行日：公布の日</p> <p>〔関係条例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例</li> <li>・大阪府認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例</li> <li>・大阪府認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営に関する基準を定める条例及び大阪府児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例</li> </ul>
1 3	大阪府人事委員会委員の選任について同意を求める件	<p>人事委員会委員山下淳氏の任期が令和8年6月10日に満了となるので、同氏を再任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により同意を求めるもの。</p>

## 【報告（5件）】

番号	件名	概要
(報告) 1	令和7年度大阪府一般会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するもの。
2	令和7年度日本万国博覧会記念公園事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するもの。
3	令和7年度大阪府営住宅事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するもの。
4	令和7年度港湾整備事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書報告の件	地方自治法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法施行令第146条第2項の規定により報告するもの。
5	令和7年度大阪府流域下水道事業会計予算繰越計算書報告の件	地方公営企業法の規定により、予算の繰越しをしたので、同法第26条第3項の規定により報告するもの。

## 【諮問（1件）】

番号	件名	概要
(諮問) 1	退職手当に関する処分 についての審査請求の 件	退職手当に関する支給制限処分の内容を不服とする地方自治法第206条第1項の規定に基づく審査請求に対する裁決を行うため、同条第2項の規定により議会に諮問し意見を求めるもの。